令和２年３月４日

全日本漬物協同組合連合会

（一社）全国漬物検査協会

**新たな食品表示基準における原材料と添加物の区分の方法について（追加）**

　漬物の原材料と添加物の区分の方法について２月２５日にお知らせしたところですが、消費者庁Ｑ＆Ａに沿った表示方法について具体的な例示を下記のとおり作成しましたので、今後、包装材の改版時等に切り替える際の参考としていただきますようよろしくお願いいたします。

（消費者庁Ｑ＆Ａに沿った原材料と添加物の明確に区分する方法）

①原材料と添加物を**記号**で区分して表示する。

　　　原材料名　塩押しだいこん、漬け原材料[ぶどう糖・果糖液糖、食塩、醸造酢、しょう油、かつおエキス] ／ 調味料（アミノ酸）、酸味料 （一部に小麦・大豆を含む）

②原材料と添加物を**改行**して表示する。

　　　原材料名　塩押しだいこん、漬け原材料[ぶどう糖・果糖液糖、食塩、醸造酢、

　　　　　　　　しょう油、かつおエキス]

　　　　　　　　調味料（アミノ酸）、酸味料 （一部に小麦・大豆を含む）